

宮代町・日本薬科大学・株式会社セキ薬品・東武レジャー企画株式会社の連携に関する
協定書

宮代町（以下「甲」という。）と日本薬科大学（以下「乙」という。）と株式会社セキ薬品（以下「丙」という。）と東武レジャー企画株式会社（以下「丁」という。）は、これまでの連携の成果をさらに発展させるため、相互の連携に関する基本事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互の密接な連携により、地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かなまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- （1）健康づくりに関すること
- （2）産学官連携による研究・開発、産業の振興に関すること
- （3）薬学の分野における学校教育支援に関すること
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

（経費負担や責任分担等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に当たり、経費負担や責任分担等について別途協議し、必要に応じて覚書を交わす。

（連携推進会議）

第4条 甲、乙、丙及び丁の相互協力による事業を円滑に実施するため、必要に応じて、横断的、総合的観点から、協議を行なうこととする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく協力により知りえた情報については、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、自己または自己の代理人が、次に掲げる事項についていずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が別途協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁はそれぞれの1通を保有する。

令和3年10月19日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
宮代町

町長

乙 埼玉県北足立郡伊奈町小室10281
学校法人都築学園 日本薬科大学

学長

丙 埼玉県南埼玉郡宮代町百間4-2-22
株式会社セキ薬品

代表取締役社長

丁 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀110
東武レジャー企画株式会社

取締役社長
